

## 他学会等からガイドライン作成に協力要請を受けた場合の手続き等について

2015年5月20日理事会承認

### (趣旨)

第1 この文書は、他学会や医療機関、厚生労働省研究班など（以下「他学会等」という。）から、ガイドライン作成に関する協力要請を受けた場合の対応方針および手続きについて明らかにすることを目的とする。

### (原則)

第2 他学会等からガイドラインの作成に関して協力要請があった場合、原則として協力する。ただし、本学会のガイドライン作成など諸活動に支障を及ぼす恐れがある場合、協力しない。

### (対応方針)

第3 他学会等からの依頼に応じて、共同作成への参加、作成されたガイドライン（案）の承認または査読、査読委員の推薦、などの協力を行う。この場合、作成されたガイドラインに本学会が関与していることがわかるように、学会名を明記することを求める。

② 会員の意見をパブリックコメントとして求められた場合、会員への協力依頼を行う。この場合、本学会名を明記することは求めない。

③ ガイドライン作成に協力しない場合や、会員が個人的に関与し事務局への連絡がない場合には、本学会が関与していることを表す学会名の表記は認めない。

### (協力要請の受付窓口)

第4 他学会からガイドライン作成に関する要請を受ける場合の受付窓口は、事務局に置く。

第5 会員は、他学会等からガイドライン作成に関して神経学会学会員の立場で協力を要請された場合、事務局に報告する。

### (協力要請を受けた場合の調査事項)

第6 事務局または協力要請を受けた会員は、次に掲げる項目で必要な項目について、協力要請者に情報提供を求める。

(1) ガイドライン作成の概要（ガイドラインの名称、参加学会、委員会構成、完成時期等）

(2) 完成したガイドラインの公表方法（出版、学術雑誌掲載、ホームページ掲載など）および本学会名の表記方法

(3) ガイドライン作成に係る費用負担と出版する場合の著作権料取扱い方針（共同作成の場合）

(4) 協力の内容（共同作成、承認の審議、査読、査読委員推薦等）

(5) 協力要請業務のスケジュール

(6) COIに関する対処方針

(7) その他

### (協力要請があった場合の手続き)

第7 事務局は、他学会等からガイドライン作成に関して協力要請があった場合、代表理事およびガイドライン統括委員会委員長（以下「統括委員長」という。）に報告する。

第8 代表理事および統括委員長は、他学会からの協力要請の内容に基づき、次の通り協議を行う。

（1）共同作成として作成委員もしくは査読委員の推薦を求められた場合

- ① 代表理事と統括委員長で協議を行い、協力要請の内容が適当と判断したときは、関連するガイドライン作成委員会委員長もしくはセクションチーフと協議し、人選を依頼する。なお、関連するガイドライン作成委員会またはセクションがない場合は、会員の中から人選し意見の取りまとめを依頼する。
- ② ガイドライン統括委員会（以下「統括委員会」という。）は、①にて選出された委員を審議し、代表理事に報告する。代表理事は、統括委員会での審議結果について報告を受け、速やかに理事会に報告する。ただし、理事会の審議を直ちに行うことができない場合、事後承認を求めることができる。
- ③ 代表理事は協力要請を受けた他学会等に、選出された委員を回答する。その際に、必要と考えられる条件を記載するとともに、当該ガイドラインが完成したときは、提供するよう求める。

（2）作成されたガイドライン（案）について、学会として内容の承認を求められた場合

- ① 代表理事と統括委員長で協議を行い、協力要請の内容が適当と判断したときは、関連するガイドライン作成委員会委員長またはセクションチーフに承認の可否について意見のとりまとめを依頼する。なお、関連するガイドライン作成委員会またはセクションがない場合は、代表理事と協議して会員の中から人選し意見の取りまとめを依頼する。
- ② ガイドライン統括委員会は、①にてとりまとめられた意見を審議し、代表理事に報告する。代表理事は、統括委員会での審議結果について報告を受け、速やかに理事会に報告する。ただし、理事会の審議を直ちに行うことができない場合、事後承認を求めることができる。
- ④ 代表理事は承認を求められた他学会等に、承認の可否について回答する。その際に、必要と考えられる条件を記載するとともに、当該ガイドラインが完成したときは提供するよう求める。

（3）本学会会員にパブリックコメントとして意見を求められた場合

- ① 代表理事と統括委員長で協議を行い、協力要請の内容が適当と判断したときは、会員に意見を提出するよう要請する。

（選出された委員の義務）

第9 選出された委員は、ガイドライン作成過程において、本学会が作成しているガイドラインと関連する事項がある場合、整合性がとれるよう配慮するとともに、本学会の関連するガイドライン作成委員会委員長と連携する。

- ② 第6条で定められた項目につき、関連学会との調整を行い、適宜事務局および統括委員長へ報告し、その内容をガイドライン統括委員会で審議する。その内容を代表理事へ報告し、必要に応じて理事会での承認を得る。
- ⑦ ガイドライン作成状況につき、適宜事務局および統括委員長へ報告し、その内容を統括委員長

よりガイドライン統括委員会へ報告する。

(その他)

第10 この文書に記載がない場合の取り扱いは、代表理事と統括委員長が協議して対応方針等を決定する。

第11 この取り扱いは、2015年5月20日から実施する。